

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン装置の点検において、バースクリーン（A、B）に塗膜の剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置の点検において、ボール捕集器（A、B）内面のゴムライニング部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉格納容器冷却海水系（A）ポンプクーラー海水配管ベント弁等（計15台）の浸透探傷検査において、弁体及び弁棒に浸透指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	補助海水系ポンプ（A）の点検において、当該ポンプと出口側配管の締付け用絶縁ボルト（20本）の絶縁剤ライニング部に剥離及び割れが認められたため、当該ボルトを交換	D	
5	1号機	燃料取出し作業中、燃料プール内の燃料保管ラック上に糸状の物（1本、長さ：4cm程度）の付着が認められたため、当該物を回収及び対応検討	D	
6	1号機	サービス建屋換気空調系給気ファンの点検において、ケーシング内部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用潤滑油プライミングポンプ（1）出口圧力計の点検において、動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
8	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用潤滑油プライミングポンプ（2）出口圧力計の点検において、動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
9	1号機	サービス建屋応急処置室の排水口閉止部より排水配管側からの逆流が認められたため、当該部を点検・修理	C	
10	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）手動起動用空気タンク圧力計の点検において、動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
11	1号機	取水設備スクリーン装置の点検において、パー回転式スクリーン（A、B）用バケット及びトラベリングスクリーン（A、B）用バスケットに塗膜の剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
12	2号機	活性炭ホールドアップ装置冷却塔用散水ポンプ（B-A）の起動後、約30秒後に過負荷トリップしたため、当該ポンプを点検・修理	D	
13	4号機	主発電機励磁装置室空調機（B）のフィルタの汚れが交換目安値に到達したことを示す表示ランプの点灯が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	6号機タービン建屋天井クレーン用電源しゃ断器の点検において、作動機構の枠に亀裂（長さ：5mm程度）が認められたため、当該部を修理	D	
15	集中環境施設	電気品室換気空調系冷凍機（C）起動時、圧縮機（2）の油圧低下を示す警報の発生と同時に、当該冷凍機が自動トリップしたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
16	集中環境施設	停止中のサイトバンカ設備廃棄物保管用プール水循環ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	補機冷却系熱交換器（C）海水戻り配管と海水ストレーナ（C）ドレン配管の合流部付近より海水のリーク（約3リットル）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	その他	固体廃棄物貯蔵庫管理棟において、作業員（1名）が携帯電話を所持したまま管理区域へ入域した際、電子式線量計の誤動作により警報が鳴動したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで